

仕 様 書

委託業務名	岡山市中央卸売市場等緑地除草業務委託
業務の目的	市場内の緑地内等の定期的な除草を行うことにより市場内の美観を保持するもの。
履行場所	岡山市南区市場一丁目1番地 他
履行期限	令和8年4月1日～令和9年3月31日
業務の内容・方法	下記のとおり

記

1 除草作業場所及び面積

別紙「除草作業場所」図面及び数量総括表のとおり

2 除草作業内容、作業時間及び回数

- (1) 除草作業は原則として草削り用具、鎌等を用いて人力により行うものとする。ただし雑草の繁茂状況により限定的にエンジン付草刈機の使用も認めるものとする。また除草業務に必要な用具等はすべて受託者の負担で準備するものとする。
- (2) 除草作業は日曜、祝日を除く午前8時30分～午後5時の間で実施すること。また作業の進行状況により前記の日時以外の作業を認めるものとする。ただし事前に管理事務所または守衛室に、作業を行う旨を連絡すること。
- (3) 除草作業の範囲は別紙図面中の緑地帯部分とし、同一箇所について**3回（1年間）以上**の除草を適宜間隔をあげ計画的に実施すること。また夏期等で雑草が繁茂しやすい時期については緑地帯の状態に注意し、場合により除草作業の間隔を短縮するなど調整し作業にあたり、作業月ごとに作業完了通知書を甲に提出し、甲の検査を受けること。
- (4) (3) による作業中で場内アスファルト境界部(緑地以外の側溝境界部など)等に雑草が確認された場合は、(3)で指定した緑地帯以外の場所であっても、場内の美観保持の観点から本契約の範囲内とし、可能な限り多少の除草作業を行うこと。

3 注意事項

- (1) 受託者は除草作業においては、適切な時期（時間帯）を選び、市場関係者の取引業務に支障がないよう注意すること。また除草作業者の接触事故（車両、フォークリフト等）、草刈機使用時の事故等には十分注意し、定期的に作業場の巡視を行うなど作業者の安全管理に努めること。
- (2) 受託者は除草作業（市場外周部等）にあたって市道等の使用許可が必要な場合は必ず各々の管理者等へ手続きを行い作業にあたること。
- (3) 受託者は除草作業において、緑地帯の中にゴミ（空き缶等）があった場合は可能な範囲で併せて処分すること。また除草した雑草等の処分については管理事務所の指定した場所に搬出すること。
- (4) その他不明な点は、随時市場事業部監督員と協議しその指示に従うこと。